

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	港湾機能継続計画の実効性向上検討業務
業 務 概 要	本業務は、大規模災害発生時において、東北管内の港湾が連携し、継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾機能継続計画（以下、東北広域港湾BCP）の改訂にむけた、航路啓開に係わる行動手順の検討、ならびに東北広域港湾BCPの実効性向上の検討を行うものとする。また、本業務の検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料・議事録の作成、協議会の意見に関する取りまとめを行うものとする。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 びにその所属する部局 の 名 称 及 び 所 在 地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 渡邊 茂 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1
契 約 年 月 日	令和7年9月10日
契 約 業 者 名	公益社団法人 日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂 3-3-5
契 約 金 額	20,801,000 円(税込)
予 定 価 格	20,845,000 円(税込)
随意契約によることとした 理 由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和7年9月10日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和8年3月19日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 の 名 称 港湾機能継続計画の実効性向上検討業務

2. 契 約 業 者 名 公益社団法人 日本港湾協会

3. 随意契約理由

本業務は、大規模災害発生時において、東北管内の港湾が連携し、継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の改訂にむけた、航路啓開に係わる行動手順の検討、ならびに東北広域港湾BCPの実効性向上の検討を行うものである。

また、検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。

審査の結果、公益社団法人 日本港湾協会を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人 日本港湾協会と随意契約を行うものである。